

神労基発0714第1号

令和5年7月14日

(公社) 神奈川県産業資源循環協会長 殿

神奈川労働局労働基準部長

(公印省略)

### 7月以降における熱中症予防対策の一層の徹底について

安全衛生行政の推進につきまして、日頃から格別の御配慮をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、職場の熱中症予防対策につきましては、厚生労働省において「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」(別紙1)を展開し、貴職におかれましても各種お取組みを行っていただいていることと存じますが、本年も7月に入ると神奈川県内において最高気温が30度を超える日が続き、気象庁が発表する1か月予報についても「全国的に、期間の前半は気温がかなり高くなる見込み」であり、これから熱中症の増加が懸念されるところです。

昨年の熱中症の発生状況は別紙2のとおりであり、熱中症の発生は6月から8月にかけて集中しており、また昨年は神奈川県内において熱中症による死亡労働災害も発生しております。

熱中症につきましては、暑さ指数を把握して適切な予防対策を講じるとともに、異常が発生した場合に迅速な対処がなされれば重篤な災害に至ることを回避できるものであります。

つきましては、別紙1のリーフレット裏面の「重点取組期間（7月）にすべきこと」を参照していただき、貴職におかれましても職場における熱中症予防対策の一層の徹底に向け、会員事業場に向けた周知・啓発などの取組に特段の御理解と御協力を願い申し上げます。

神奈川労働局労働基準部健康課

担当：畠野・長久保

電話：045-211-7353

# STOP ! 熱中症

## クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、  
約600人が4日以上仕事を休んでいます。



労働災害防止キャラクター

チューイ カン吉



キャンペーン  
実施要項

準備

キャンペーン期間

4月

5月

6月

7月

8月

9月

重点取組

### 準備期間（4月）にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

<input type="checkbox"/> 労働衛生管理体制の確立	事業場での熱中症予防の責任体制を確立
<input type="checkbox"/> 暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
<input type="checkbox"/> 作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
<input type="checkbox"/> 設備対策の検討	簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
<input type="checkbox"/> 休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
<input type="checkbox"/> 服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
<input type="checkbox"/> 緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
<input type="checkbox"/> 教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R 5.2)

## キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP  
1

### 暑さ指数の把握と評価

- JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を隨時把握

地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効



環境省  
熱中症予防情報  
サイト

STEP  
2

### 測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

□ 暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
□ 休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
□ 服装	準備期間に検討した服装を着用
□ 作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
□ 暑熱順化への対応	7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に延長 ※新規入職者や休み明け労働者に注意
□ 水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取
□ プレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
□ 健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
□ 日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
□ 作業中の労働者の健康状態の確認	巡回を頻繁に行い声をかける、労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
□ 異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 ※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 ※一人きりにしない

### 重点取組期間（7月）にすべきこと

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中止等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- **体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請**

## 令和4年の神奈川県の職場における熱中症（要約版）

神奈川県内の職場における熱中症の発生状況は、休業4日以上の負傷者数は54人で前年の21人に比べて大幅に増加し、死亡災害も1人発生した。

業種別では警備業が12人と最も多く、続いて製造業11人、商業8人、建設業7人となっている。

月別では8月が20人と最も多く、続いて6月の17人、7月の14人であり、この3か月間で発生の9割を占めている。なお、令和4年は6月下旬に気温が高かったことから6月の死傷者数が多くなったものである。

時間帯別では、9時台以前での発生が11件で最も多く、以下は12時台を除き昼間の発生件数が多い。

年代別では、60歳代が15人、続いて50歳代が13人と多く、この年代で被災者全体の5割を超えており、令和4年は30歳代以下の被災者の割合も多くなっている。なお死亡災害の被災者は20歳代である。

熱中症に罹患した時、死傷者54人のうち23人は屋内作業に従事しており、全体に占める割合は4割強である。

また、製造業、商業及びビルメンテナンス業、清掃・と畜業等は屋内作業における死傷者が多く、建設業における工事中の建屋内作業及び資材倉庫作業、運送業における庫内作業等、一般的にみると屋外作業での発症が懸念される業種でも、屋内作業において熱中症が発生しており、熱中症予防対策は屋内作業においてもしっかりと取り組む必要がある。

詳細は神奈川労働局HPの熱中症対策を参照ください。

（検索：神奈川労働局 熱中症）

令和4年 熱中症による死傷者数の業種別の状況（人）

建設業	製造業	警備業	商業	運送業	接客 娯楽業	清掃・ と畜業	農業・ 水産業	その他	計
11 (1)	7 (0)	12 (0)	8 (0)	7 (0)	3 (0)	4 (0)	0 (0)	2 (0)	54 (1)

※ ( ) 内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数である。（以下同じ）

令和4年 熱中症による死傷者数の月別の状況（人）

5月 以前	6月	7月	8月	9月	10月 以降	計
1 (0)	17 (1)	14 (0)	20 (0)	2 (0)	0 (0)	54 (1)

令和4年 熱中症による死傷者数の時間帯別の状況（人）

9 以 時 前 台	10 時 台	11 時 台	12 時 台	13 時 台	14 時 台	15 時 台	16 時 台	17 時 台	18 以 時 降 台	計
11 (0)	5 (1)	6 (0)	0 (0)	4 (0)	10 (0)	8 (0)	2 (0)	2 (0)	6 (0)	54 (1)

※ 9時台以前は0時台～9時台、18時台以降は18時台～23時台を指す。

令和4年 熱中症による死傷者数の年代別の状況（人）

	19歳 以下	20歳 代	30歳 代	40歳 代	50歳 代	60歳 代	70歳 以上	計
死傷者数 (人)	2	6(1)	9	6	13	15	3	54(1)
割合 (%)	3.7	11.1	16.7	11.1	24.1	27.8	5.5	100.0

令和4年 熱中症による死亡災害の概要

発生年月 発生時刻	業種 事業場規 模	起因物 事故の型	発生概要
令和4年 6月 10時頃	建築工事 業 ～9名	高温、低温環 境  高温・低温の 物との接触	2階建て木造住宅の外部足場を約1時間かけて解体後に、熱中症による体調不良となり病院へ搬送されたが、十数日後に死亡した。 発症時は気温31.7℃、湿度59パーセント(WBGT値27℃相当)であった。 被災者は入社以降の現場作業が通算3日目であった。